

福地こども園 園則（運営規程）

（施設の名称及び所在地）

第1条 社会福祉法人 青い海の会が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 福地こども園
- （2） 所在地 青森県三戸郡南部町大字福田字源次郎平 19-1

（目的）

第2条 幼保連携型認定こども園福地こども園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営方針）

第3条 当園の運営方針は、次のとおりとする。

- （1） 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
- （2） 子ども一人ひとりの特性と発達の課題に配慮し、集団生活の中で自己を発揮できるように、総合的に教育・保育を行う。
- （3） 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- （4） 青森県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年青森県条例第28号以下「県運営条例」という。）のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守して運営する。

（提供する教育・保育の内容）

第4条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

（子育て支援）

第5条 当園は、園児の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育・保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- （1） 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進事業
- （2） 子育てに関する相談、援助の実施事業
- （3） 地域の子育て関連情報の提供事業
- （4） 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施事業
- （5） 一時預かり（一般型）

（利用定員）

第6条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

- （1） 法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 15人
- （2） 法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 45人
- （3） 法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。）のうち満1歳以上の子ども 30人

(4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 10人

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、別表1のとおりとする。ただし、職員の配置については、青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年青森市条例第29号）で定める配置基準以上で、かつ南部町で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は利用園児数により変動することがある。

(学年及び学期)

第8条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育を提供する日)

第9条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 1号認定子どもへの教育・保育の提供については前項の規定にかかわらず次の休業日を加える。

(1) 土曜日

(2) 夏季休業 7月21日から8月20日

(3) 冬季休業 12月21日から1月15日

(教育・保育等の提供する時間)

第10条 当園の教育・保育等の提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る教育時間

9時から13時まで

(2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

7時から18時まで

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする8時間とする。

7時から18時まで

(4) 開園時間

当園が定める開園時間は、次のとおりとする。

7時から19時まで

2 当園は、支給認定保護者が、やむを得ない理由により教育時間の前後に預かりを希望する場合には、開園時間内において一時預かりを実施する。

3 当園は、支給認定保護者が、やむを得ない理由により保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開園時間内において延長保育を実施する。

4 当園は、在園時以外の一時預かり（8時30分から17時00分まで）を実施する。

(利用者負担その他の費用)

第 1 1 条 支給認定保護者はその支給認定を受けた市町村の長が定める保育料を当園に支払うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、別表 2 に掲げる給食、一時預かり、延長保育に係る費用を保護者より徴収する。

(入園に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第 1 2 条 当園は、1 号認定子どもに該当する園児の保護者から当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- 2 1 号認定子どもに係る利用定員を超える入園申込みがあった場合は次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
先着順により入園させる。
 - 3 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもについては、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
 - 4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの保護者とその内容を確認の上、利用に係る契約を結ぶものとする。

(利用の開始)

第 1 3 条 当園の利用開始に当たり 1 号認定子どもについては、保護者が本園に直接申し込むものとする。

- 2 利用の申込みのあった 1 号認定子どもと現に本園を利用している 1 号認定子どもの総数が 1 号認定子どもの利用定員の総数を超える場合については、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 6 条第 2 項の規定により、申込みを受けた順序により決定する。
- 3 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもの利用については、南部町が行う利用の調整結果に応じるものとする。

(退園及び転園に関する事項)

第 1 4 条 退園又は転園を希望しようとする子どもの支給認定保護者は、理由を記して園長に届け出るものとする。

- 2 園長は、前項の規定による届出が提出されたときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

(利用の終了)

第 1 5 条 当園は、次に掲げる場合に、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1 号認定子ども及び 2 号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもの保護者が、子ども子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条の規定に該当しなくなったとき
 - (3) その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 園長は、園児が全過程を終了したと認めるときは、卒園時に修了証書（卒園証書）を授与する。

(緊急時等における対応方法)

第 1 6 条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講ずる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、支給認定保護者及び南部町に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 当園は事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずる。
- 4 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策等)

第17条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、避難及び消火その他必要な訓練を月1回以上実施する。

- 2 前項に定めるもののほか、不審者への対応に係る避難訓練を年1回以上実施する。

(虐待の防止のための措置)

第18条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

(その他運営に関する重要事項)

第19条 この規定に変更が生じた場合は、速やかに届出するものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

この規則は、令和6年5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表1 職員の職種、員数及び職務内容

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1	1		所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
教頭	1	1		園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに経理及び庶務等の事務を行う。
主幹保育教諭	2	2		園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育・保育をつかさどる。
保育教諭	園児数による			利用児童の教育・保育をつかさどる。
調理員	園児数による			園児の発達に応じ、給食・おやつ献立を作成する。給食・おやつの調理及び調理室の衛生管理を務める。
事務職員	1		1	経理及び庶務等の事務全般を行う。
用務員	1	1		園内外の整備、清掃及び警備を行う。
嘱託医	1		1	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。
嘱託歯科医	1		1	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科検診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。
学校薬剤師	1		1	園保健計画作成の助言、環境衛生活動を行う。(飲料水等の水質及び施設・設備の検査)

別表2

(1) 1号認定子どもの一時預かり・延長保育及び給食に係る費用

項目	金額
平日 13時～18時30分	日額 200円
土曜日 9時～18時30分	日額 400円
長期休園期間 9時～18時30分	日額 400円
副食費(おやつ分を含む)・日割り対応有り	月額 4,500円
延長保育料 18時30分～19時00分	日額 100円

(2) 2号・3号認定子どもの延長保育及び2号認定子どもの給食に係る費用

項目	金額
標準時間認定の園児の延長 18時30分～19時	日額 100円
短時間認定の園児の延長 18時30分～19時	日額 100円
短時間認定の園児の延長(7時～18時の間の8時間を超えた場合)	日額 100円
副食費(おやつ分を含む)	月額 4,500円

(3) 在園児以外の一時的預かり・給食に係る費用

項目	金額
1日利用 9時～17時	日額 1,500円
半日利用 9時～17時までの間の4時間以内	日額 750円
給食費(おやつ分を含む)	日額 300円